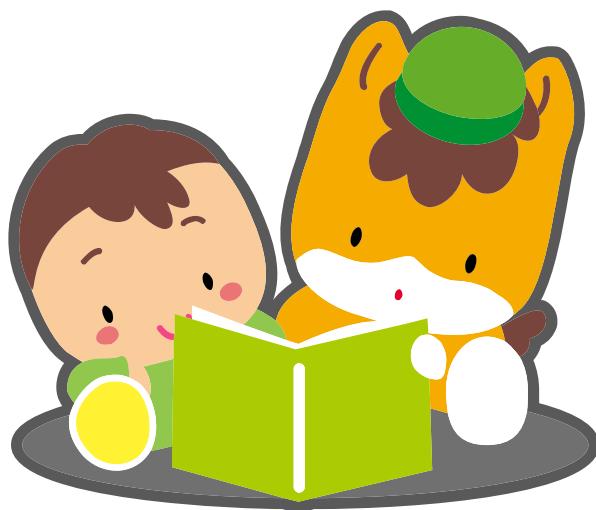


草津町 子ども読書活動推進計画



令和元年10月

草津町教育委員会

1 計画の策定について

(1) 計画策定の目的

現在、インターネットやスマートフォンの普及などにより、子どもたちを取り巻く読書環境は大きく変化し、情報や知識の習得方法、また、読書の在り方にも大きな影響が及んでいます。

こうした状況のもと、子どもの健やかな成長のために、身近な家庭、地域、学校等はもとより、社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが、ますます重要となっています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

また、子どもの頃の読書活動が多い子どもほど、大人になって未来志向や社会性などの意識・能力が高いという調査研究結果も報告されています。

国においては、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の規定に基づき、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」を策定し、また、群馬県においても平成27年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

このたび、草津町においても、関連するこれらの計画等を踏まえながら、子どもの読書活動の一層の推進を図ることを目的に、「草津町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

(2) 計画の対象

おおむね18歳以下の子どもとします。

なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者及び読書に関心と興味のある町民をはじめ、教育関係者等も対象とします。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和元年10月から令和6年9月までの5年間とします。

(4) 計画の推進方針

草津町は、次の取組を通じ、本計画の推進を図ります。

- ① 家庭における子どもの読書活動の推進
- ② 地域における子どもの読書活動の推進
- ③ 学校等における子どもの読書活動の推進
- ④ 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

※上記4項目をプラン化し、「草津町橋渡しビジョン／読書推進プラン」（草津町教育行政方針：重点政策）を展開する。

2 計画推進のための取組について

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、子どもが初めて本と出合う場所です。

家庭における読み聞かせなどの読書活動は、家族のふれあいや親子のコミュニケーションを深め、子どもの愛着形成にもつながります。

また、親は、子どものうちから読書週間を身に付けることの重要性を理解し、日常の生活を通して、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、子どもの読書活動に積極的に関わっていくこと（「親自身が読書する姿を子どもに見せる」「子どもと一緒に図書館に出かける」「読み聞かせ会に参加する」等）が必要となるため、取組を推進します。

＜具体的な取組＞

- ① 講演会や研修会、読書活動普及のためのイベントなど、子どもだけでなく親に対して読書への理解や関心を高める取組を行います。
- ② ブックスタート事業において、保健部局と連携し、乳児相談に来所したお子さんとご家族に教育委員会から絵本を配付し、また絵本の読み聞かせを実施し、愛着形成を図ります。
- ③ 公立図書館は、子どもや親に関心を持ってもらえるよう、子どもの読書に関する推薦図書や展示コーナーを用いて手にとりやすい配架を定期的に設ける取組を行います。
- ④ 貸出図書のランキング等についてのブックリストの作成・改訂を行います。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、いつでも、どこでも、子どもの身近な場所で本と親しむことができる環境を整備していくことが必要です。

特に、公立図書館は、子どもが学校以外で多くの本と出合える場所であり、自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しみや、知識・情報を得ることのできる学びの場でもあります。

そのため、草津町の公立図書館（草津町立温泉図書館）では、専門職員により年齢や目的に応じた図書等を計画的にそろえるとともに、その活用や普及に努めていく必要があります。

また、その時々の子どもを取り巻く社会環境等を十分認識した上で、子どもや親に対して読書活動の普及や習慣化を推進していきます。

さらに、子どもを持つ親の多くが参加する行事や足を運ぶ場所を中心に読書の普及活動を実施するなど、効果的に取組を進めるとともに、PTA（おはなしボランティア）やボランティア団体（草津よみきかせの会）といった社会教育関係団体の協力を得ていきます。

＜具体的な取組＞

- ① 公立図書館は、児童図書の充実に努めるとともに、他の公立図書館との間での相互貸借制度の活用により、利用者のニーズに応えていきます
- ② 公立図書館に加え、学童保育（児童室）や公民館においても、読み聞かせの会などの子どもが読

書に興味・関心を持つようなイベントを開催します。

③ 子ども育成会や20年以上に渡り、子どもたちに読み聞かせ活動を実施しているおはなしボランティア（PTA）等の社会教育関係団体を通じた活動などにより、親に対する読書活動への理解を得る取組を進めます。

（3）学校等における子どもの読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校等においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行う必要があります。

幼稚園やこども園等においては、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れるができるようなスペースの確保に努めることが必要です。

また、学校図書室は、児童生徒にとって身近な場所であるとともに、読書指導の場としての機能も備えており、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得ることから、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書室資料を整備・充実させていきます。

＜具体的な取組＞

- ① 公立認定こども園は、図書に触れるができるスペースの確保に努め、絵本や物語に親しむ環境の整備を図ります。
- ② 学校図書室は、公立図書館の団体貸出や相互貸借を活用し、資料の充実を図ります。

（4）関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

学校図書室は、施設・資料・運営のさらなる充実のために、公立図書館と連携・協力することが必要です。

また、公立図書館は、地域・文化の振興や地域の人づくりのため、また将来の利用者を育てる観点から、学校図書室に対する支援を行います。

また、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体との連携を進めることにより、読書活動の推進を図ります。

＜具体的な取組＞

- ① 公立図書館と学校図書室の連携・協力を推進します。
特に学校図書室は、公立図書館からの団体貸出制度を積極的に活用するとともに、学校司書を対象とした実務研修を受講する等により、子どもの読書環境の維持・向上を図ります。
- ② 公立図書館と学校図書室は、子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体（草津よみきかせの会、おはなしボランティア）との連携を推進します。

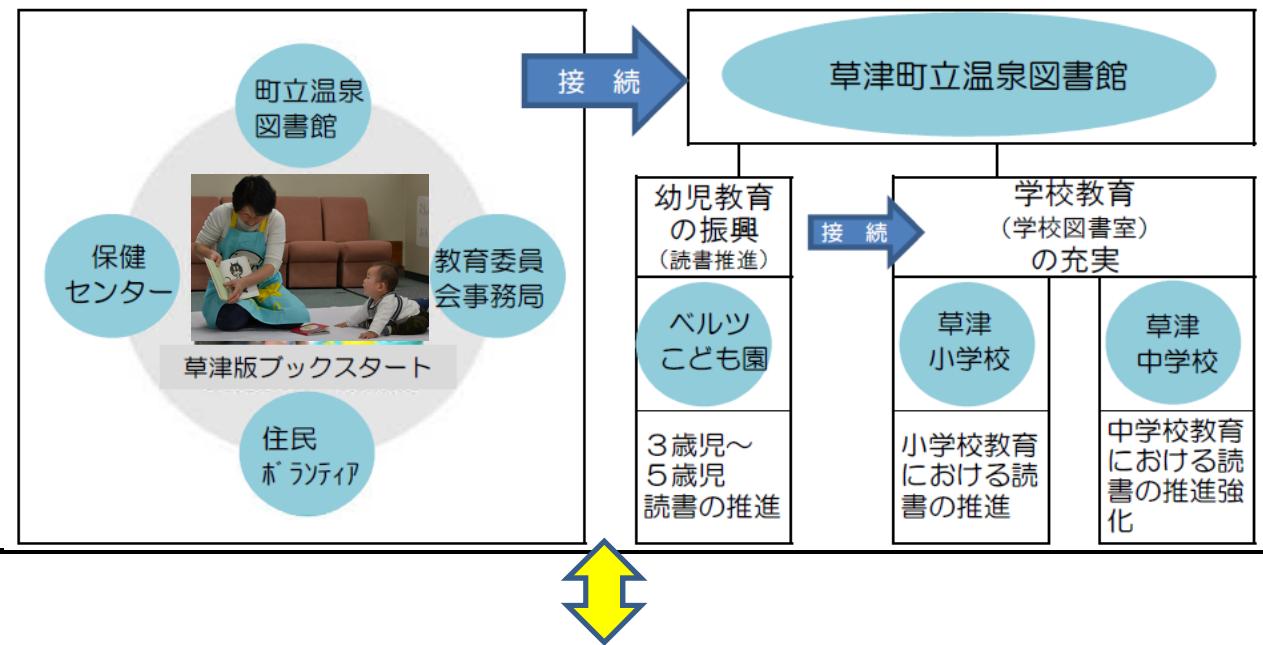
【重点施策】 草津町【橋渡しビジョン】 読書推進プラン ※草津町教育行政方針より

平成30年度からは、母子保健事業との連携によって両親と子どもの愛着形成を目的とした乳児期におけるブックスタート事業を開始します。

また、読書推進プランとしては、ベルツこども園における図書スペース整備を行うと共に、町立温泉図書館の図書館司書が主体となって、園児向けの絵本などの整備充実を図ります。併せて、小・中学校の図書整備を強化し、横断的かつ接続性のある読書推進事業を展開します。

～草津町読書推進プラン～

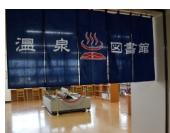
こども園から小学校、そして中学校への「読書推進」接続イメージ



心の出会いを大切にする「草津町立温泉図書館」の充実

昭和63年11月3日に草津町役場の1階に設置された「草津町立図書館」を、平成27年11月3日に草津温泉バスターミナル内3階にあった草津温泉資料館と融合させ、『草津町立温泉図書館』として開設しました。

この新たな事業展開により、住民、児童生徒はもとより、草津町を訪れるお客様をも含めた、新たな形の図書館としてより充実した運営に努めています。



*H27.11.3草津町立温泉図書館として移設

◎運営目標

(1) 図書館は町の本棚です

図書館はいつでも、だれでもが気軽に訪れ、利用できるところです。

調べ物や学習に必要な本はもちろん、日常の生活に役立つ本をそろえて、赤ちゃんから、お年寄りまでが使うことのできる施設です。

(2) こんな思いで活動します

草津町立図書館は小規模ですが、多くの本や情報をみなさんへ紹介します。そのために司書及び職員は、みなさんに満足をいただくため「ありません・わかりません」を言わないよう常に学習を怠らず、新しい情報を収集します。

カウンターではみなさんが気軽に来館し、くつろげるよう、笑顔で対応します。

また、草津に関する郷土資料（温泉・スキー・高山植物・火山・栗生楽泉園）の収集に力を入れ、草津の歴史が埋もれてしまわないように整理や分類を行います。

◎図書館の利用

◇開館時間 午前9時～午後4時30分

◇休館日 毎週月曜日・国民の祝日・館内整理日（月末日）

年末年始（12/28-1/4）・春、秋の特別整理期間